

『沖縄県NPOプラザ』

# バナナ通信

発行日:2006年2月21日  
発行:沖縄県NPOプラザ  
〒900-0034  
沖縄県那覇市東町1-1  
県那覇東町会館3階  
TEL:098-941-3113  
FAX:098-941-3114  
E-mail:npo-plaza@  
tontonme.ne.jp

## 沖縄県内のNPO法人数

# 208法人

(1月末現在)

★1月に認証されたNPO法人★

- ・特定非営利活動法人 にぎわいみゃーく
- ・特定非営利活動法人 うるま市心の健康を守る結の会
- ・特定非営利活動法人 ぐすく会
- ・特定非営利活動法人 フレンズハウス
- ・特定非営利活動法人 沖縄教育カウンセラー協会

## 今月号の紙面から

### 2・3面:NPO法人紹介

NPO法人ペあ・さぽーと 岡崎 綾子 氏

### 4面:知って得するNPOのお金の話!

大城眞徳税理士事務所 安座間 宏 氏

## プラザからのお知らせ

沖縄県NPOプラザには設立や運営に関する参考書や、NPO活動実態調査報告書などがありあます。興味のある方はプラザへお越し下さい。

プラザに新書が届きましたのでお知らせ致します。

- 『プロとしてNPOで働く、関わる』 著者 日米コミュニティ・エクステンジ(JUCEE)  
米国でのインターンシップがNPOのプロへの道を切り拓く。豊富な事例紹介を含む「プロとしてNPOで働く、関わる」ための道案内の書。県内出身者の方で実際に米国NPOとして活動されている玉那覇 愛さんの紹介も一部されています。
- 『現場から見つめた市民社会の未来』 編集・発行 特定非営利活動法人日本NPOセンター  
2002年9月に東京都千代田区で開催した「市民セクター全国会議2002」の報告書です。
- 『問われる市民セクターの価値』 編集・発行 特定非営利活動法人日本NPOセンター  
2004年9月に東京都千代田区で開催した「市民セクター全国会議2004」の内容をまとめたものです。
- 『知っておきたいNPOのこと』 編集・発行 特定非営利活動法人日本NPOセンター  
5つの資金ガイダンス(NPOの財政状況・NPOの資金源の現状と資金の流れ・NPOの財源構成・組織状況による必要経費と主な資金・資金のタイプと特性)や、NPOの基礎知識資金編で7パターンのQ&A(NPOの資金の種類・会費・寄附金・助成金・事業収入・融資金・その他)情報を知ることができます。



# NPO法人 ペあ・さぽーと

理事：岡崎 綾子

こんにちは、みなさん“ペあ・さぽーと”です。私達は軽度発達障害や子ども達の精神保健・福祉に取り組んでいこうと、親の会や専門家有志が集まった団体です(スタッフ：障害者スポーツ指導員・ペアレントトレーニングトレーナー・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・地域支援ワーカー・就労支援ワーカー・作業療法士・言語聴覚療法士・精神保健福祉士)。これまで精神保健メンタルヘルスというと、成人の慢性精神疾患が主な対象でした。そのため子ども達の精神的な問題について相談をうけてくれる医療機関や公的機関は著しく限られてきました。しかし実際には、情緒・行動の問題や発達の問題等で悩んでいる子どもや保護者は存在します。

最近注目されているLD(学習障害)・ADHD(注意欠陥多動性障害)や高機能広汎性発達障害などは、本来の障害への理解と認識が整っていれば、問題はさほど難しいものにはならないと思われます。しかし、外見からは見えにくい障害であることと障害による情報処理の違いから多くの苦しさを持っており、発達障害本来の症状ではなく、対応のまずさによって起こされる障害いわゆる二次障害が大きな問題となっているのです。LD・ADHD・高機能広汎性発達障害などは、二次障害を予防することが最重要課題です。

発達障害は、障害認定がされておらず平成17年4月に発達障害者支援法が施行されたばかりであり、療育手帳もなく健常者と障害者の狭間にいます。ですから公的な機関における支援体制は整っておらず、日常の現場においては親の会や小児精神科医・心理士などが支援をおこなってきましたが、どうしてもとぎれた支援となっております。今回、当事者やその保護者のニーズに応えられるよう有志で「とぎれない支援体制を整える」ためにNPOとしてペあさぽーとを設立しました。

発達障害をもつ子ども達の、家庭や学校など生活場面での対応が迫られています。学校での学習態度や集団生活での問題、家庭での言動など保護者も学校もどう対応すればいいのか戸惑っている現状があります。さらに、これらの発達障害を抱えながら成長する中で、進学・就職の問題、人間関係の問題、性の問題、行動や感情のコントロールの問題などいろいろな課題に出くわすことがあります。

そのような現状を改善するために、私達ペアサポートは以下の考え方で、これらの問題への取り組みを試みようと思っています。

- ・本人、保護者、教育、医療、(精神)保健、福祉などのいろいろな分野のいろいろな方々の協力のなかで問題の解決や方向性を試みる
- ・本人はもちろん、家族や学校の先生、その他生活面でかかわりの多い方への支援を行なう
- ・可能な限り生活場面での必要なニーズに応えるように勤める

## 目的

この法人は、軽度発達障害児者およびその親、そして虐待などの問題により困難な子育てに直面している親や家族に対して、心理社会的支援、社会教育、そして精神保健福祉に関する事業を行い、発達障害児者とその家族支援および児童虐待の予防に寄与することを目的とする。

## 特定非営利事業

- ① 発達障害者支援についての事業
- ② ペアレントトレーニング
- ③ 発達障害者就労支援事業
- ④ 各種工芸創作教室の運営
- ⑤ 啓蒙普及活動

## 活動の種類

- ・保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ・社会教育の推進を図る活動
- ・子どもの健全育成を図る活動
- ・職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

## ぺあ・さぼーとの活動

### 【発達相談・メンタルヘルス相談】

「最近よくいうLDとかADHDじゃないだろうか?」という相談をよくうけます。保護者、教育関係者、地域の保健師や福祉職員、しばしば成人した本人からそういった相談をうけます。必要に応じて検査や医療機関での診察・診断書発行の相談をします。その他行動上の問題に対する相談を承り、必要に応じ就労支援や地域支援へのサービスの紹介なども行います。学校現場からの相談にも対応していこうと考えています。



### 【家族教室(ペアレント・トレーニング)】

LDやADHDをはじめとする軽度発達障害の子どもを持つ保護者のための家族教室です。2週間おきに10回(1回約90分)をこなしていきます。家庭での対応をテーマにすすんでいきます。県内では、那覇市、浦添市、沖縄市、名護市で行われています。今後は虐待などの問題をかかえている家族へも対象を拡げていこうと考えています。

### 【体操教室】

発達障害の子ども達は、しばしば身体能力の不器用さがあります。体を動かすことがほどよい刺激になると考えられています。

### 【就労支援】

発達障害を持つ青年期を過ぎた子どもと親の課題は就労です。就労支援施設やハローワークなどと連携して組み立てていく必要があります。

### 【啓蒙啓発活動】

軽度発達障害や児童青年期の精神保健福祉についての講話・講演を行います。ペアレント・トレーニングをはじめたい団体へのノウハウや教材の提供を行います。

※まずはお電話でのご相談からはじめます。

※お電話は月曜日～土曜日午後1時～午後8時まで受付けます。

※診断のための検査、相談、講演やワークショップなど有料になります。お電話されたときに詳しくおたずね下さい。

## お問い合わせ

特定非営利活動法人 ペあ・さぼーと  
〒904-2143 沖縄市知花6-40-3 ファミリーメンタルクリニック内  
TEL (FAX 兼) : 098-939-9552

# ==知って得する (^O^)ノ NPOのお金の話! ==

今回は、「決算」について見ていきます。

決算というとなんか難しいイメージを持っている方もいるかもしれませんが、基本となる「考え方」を理解しておくとその後の作業は慣れていくと思いますので、苦手意識をもつことなく取り組んでほしいと思います。では、みていきましょう。

「決算」とは、簡単に言うと計算書類の金額を正しく確定する作業のことをいいます。計算書類とは、財産目録、貸借対照表、収支計算書のことです。

そして、金額を正しく確定する作業のポイントは、

- ① 収益(又は収入)は実現主義
- ② 費用(又は支出)は発生主義
- ③ 収益費用(又は収入支出)対応の原則

という3つの考え方が計算書類に反映されているかどうかということです。ちょっと専門用語でわかりにくいと思いますが、次の具体例でイメージしてもらえればOKです。

法人の事業年度を4月1日～3月31日と仮定します。

- 1) 決算日(3月31日)に商品をお客様に届けたが代金は来月末(4月30日)に受け取る予定である。

このような場合3月31日時点ではお金は入金していませんが商品はお客様に引き渡して収入としては実現していますので未収金の事業収入として計上します。

→(仕訳例) 未収金×××/事業収入×××

- 2) 3月分の給料の未払が×××円あった。(給料は未締めの翌月5日払い)

従業員さんには3月分働いてもらいましたのでその分の給料(費用)は発生しています。でも現金を支払うのは翌4月の5日という場合です。つまり、3月31日時点では、従業員さんに対して給料は未払いとなっているということです。このような場合には給料の未払金として計上します。

→(仕訳例) 給料×××/未払金×××

- 3) コピー用紙の在庫(未使用分)が3月31日で×××円あった。

例えば3月20日に5,000枚購入したが3月31日時点では2,500枚残っていたという場合です。このような場合には3月に費用として計上する分は5,000枚分ではなく2,500枚分であり、残りの2,500枚分は、翌4月以降の期間に対応するものとして、4月以降の費用として計上します。そのために、残った2,500枚分は3月31日時点では在庫(貯蔵品といいます)として計上します。そのようにしないと正しく3月の費用分が計算されないこととなります。

→(仕訳例) 貯蔵品×××/消耗品費×××

(ちなみにこの貯蔵品は翌4月以降に消耗品費として費用処理されます。

→(仕訳例) 消耗品費×××/貯蔵品×××)

以上が①～③の考え方の具体例です。

では、なぜこのような調整を行う必要があるのでしょうか?

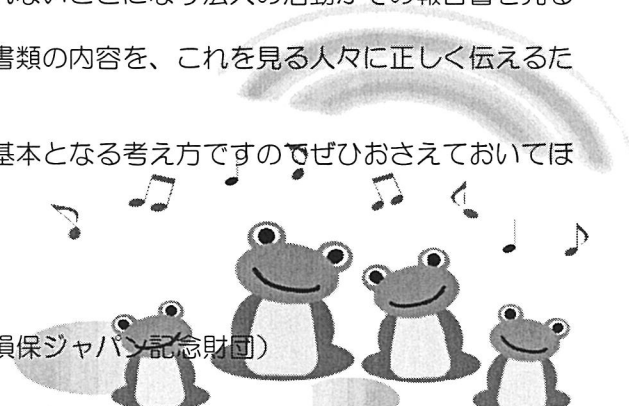
もし、調整を行わないまま計算書類を作成した場合、その報告書を見た法人の活動支援者の方々は法人の活動を正しく理解できるでしょうか。

仮に1)の調整を行わなかった場合、その分の事業収入が計上されないことになり法人の活動がその報告書を見る人々に正しく伝わらないことになるのです。

これが「決算」を行う理由ということになります。つまり、計算書類の内容を、これを見る人々に正しく伝えるためということです。

以上、ポイント的に述べてきましたが、「決算」をすすめるうえで基本となる考え方ですのでぜひおさえておいてほしいと思います。

参考資料:「特定非営利活動法人 運営実務の手引き」(財団法人損保ジャパン記念財団)



安座間宏

大城眞徳税理士事務所 部長

沖縄県NPOプラザ開催の会計講座の専任講師